

## 第二十六号

## 徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中百五十一の項を百五十五の項とし、百五十の項を百五十四の項とし、百四十九の項を百五十三の項とし、同項の前に次のように加える。

百五十一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定に基づく食鳥 処理衛生管理者の養成施設の登録	十五万円
百五十二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の規定に基づく食鳥 処理衛生管理者に係る講習会の登録	九万円

別表第一中百四十八の項を百五十の項とし、八十六の項から百四十七の項までを二項ずつ繰り下げ、八十五の項の次に次のように加える。

八十六 食品衛生法第四十八条第六項第三号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録	十五万円
八十七 食品衛生法第四十八条第六項第四号の規定に基づく食品衛生管理者に係る講習会の登録	九万円

別表第一の備考第三号中「八十六の項から百十九の項まで」を「八十八の項から百二十一の項まで」に改め、同備考第四号中「百二十七の項」を「百二十九の項」に改める。

別表第二の七の項中「百四十九の項」を「百五十三の項」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により食品衛生法等の一部が改正されたことに伴い、食品衛生管理者の養成施設の登録等に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。